

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	公表回答
1	募集要項	4	第2	5	(4)		(ウ)	維持管理業務	維持管理業務の項目に光熱水量等管理支援業務とありますが、光熱水量等の負担は湖西市様が行い、事業者は使用料の管理を行うという認識でよろしいでしょうか。	光熱水費についてはご理解のとおり、市の負担です。光熱水量等の管理業務については、要求水準書26頁(5)キで示しているとおり、「本件施設全般(市職員事務室含む。)の光熱水量等の記録・統計・分析」を行ってください。
2	募集要項	5	第2	5					光熱水費は貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	No.1参照
3	募集要項	7	第3	3	(1)	オ		参加資格要件	法人Aの連結子会社である法人Bと、法人Aの持分法適用会社である法人Cが、それぞれ別グループで構成員として参加する場合、資本関係にある者と見做されずに参加可能との認識で相違ございませんでしょうか。	相違ございません。
4	募集要項	7	第3	3	(1)	ク		応募者の構成等	「市内に本店、支店又は営業所を有する者の活用等について評価する予定である。」とありますが、評価する予定の評価項目箇所をご教示願います。	審査基準の図表3、1計画全般、(2)市内事業者の育成及び(3)市内事業者の活用になります。
5	募集要項	9	第3	3	(2)	イ	(イ)-f	建設企業の実績	参加資格の確認申請に関する提出書類(様式2-9)建設業務に当たる者の「建設企業の実績」を示す添付資料について、内容が網羅されていれば「コリンズ(登録内容確認書)」のみ添付することで問題無いでしょうか。	ご理解のとおりです。コリンズ(登録内容確認書)につきましては、完了時の確認書をご提出ください。
6	募集要項	15	第3	4	(3)	イ	(キ)	追加費用	「実際に事業者を支払う一時支払金は、学校施設環境改善交付金の単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、合理的な範囲で市が負担する。」とありますが、一時支払金の金額変更により、融資の諸条件が変更され、ブレイクファンディングコストが発生する場合があります。この場合に生じる追加費用も「合理的な範囲」として貴市にご負担いただけるとの認識に相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	募集要項	15	第3	4	(3)	イ	(ク)	一時支払金	一次払支払金の計算において、Bの学校施設環境改善交付金対象外経費算出に関して、算出上「※2」記載のサービス対価Aは消費税及び地方消費税を含まないという認識ですが(事業契約P53)、B自体は消費税が含まれるとあります。整合性が取れないように読み取れますがいかがでしょうか。	サービス対価Aは消費税及び地方消費税を含みます。事業契約書(案)53頁の文言を修正します。
8	募集要項	18	第3	6	(4)			事業契約書の変更	「事業契約書の内容変更は行わない」とありますが、記載内容が不適切と市が判断した場合、事業契約書の内容変更を行うとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項に記載のあるとおり、契約書の内容変更は行いません。ただし、優先交渉権者決定後の契約書案、募集要項等の内容の変更は一切許されないのではなく、競争性の確保に反しない場合に限り変更は可能となります。
9	募集要項	14	第3	4	(3)	イ	(キ)	提案上限価格	提案上限価格は、6,348,469,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)との記載がありますが、消費税及び地方消費税を加算して算出すると6,983,315,900円となり、記載の税込み金額6,972,501,000円と乖離が発生します。正しい提案上限価格をご教示いただけますでしょうか。 【計算式】 6,348,469,000円(税抜き)×1.1=6,983,315,900円(税込み)	提案上限価格には消費税が掛かるものと掛からないものが混在するため、必ずしも提案上限価格(税抜き価格)に消費税額を加えた金額にはなりません。
10	募集要項	14	第3	4	(3)	イ	(キ)	基準金利	「提案金額は、様式集(様式4-2)の「提案価格書」に記載すること。この際の計算の前提となる金利水準はRefinitiv(登録商標)より提供されている令和6年5月27日の10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照) JPTSRTOA=RFTBに揭示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレートとし、物価変動率は見込まないものとする。」とありますが、審査の公平性の観点から提案上の基準金利をご公表いただけますでしょうか。	提案者間で齟齬がないよう、採用予定の金利を令和6年5月29日までに市にメールでご連絡願います。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	公表回答
11	募集要項	15	第3	4	(3)	イ	(ク)	一時支払金	学校施設環境改善交付金対象経費A1は724,957,000円との記載がありますが、上記金額は税抜金額との理解でよろしいでしょうか。	税込金額となります。
12	募集要項	15	第3	4	(3)	イ	(ク)	一時支払金	学校施設環境改善交付金対象外経費について、対象となる施設整備業務費は、『事業契約書(案)別紙4-1サービス対価Aの「施設整備業務費」のうち、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務、事務備品調達業務、受入室・配膳室の什器、備品等調達業務、配送車調達業務に係る費用を控除した金額」とありますが、様式4-4①「初期調達費見積書」では「11.調理備品、食器・食缶、配膳車等」となっており、配膳車の調達費用も控除の対象とするかが不明確です。配膳車の調達費用についても、調理備品、食器・食缶の調達業務費用と同様に控除の対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	誤記です。 様式4-4①及び様式6-3を修正します。 ただし、ワゴン(配膳車)を事業者の提案により調達する場合は、様式4-4①「調理備品、食器・食缶等」に含めてください。 ワゴン(配膳車)を調達する場合は、様式4-4①「調理備品、食器・食缶等」と同様に控除の対象となります。
13	要求水準書	23	第3	1	(9)			給食提供訓練業務	給食提供訓練業務とは、具体的にどのような業務でしょうか。配膳業務との違いがありましたらご教示ください。	各校の受入室へ配送された食器・食缶等の取出し、ワゴン(配膳車)への積み替え、小荷物昇降機(またはエレベーター)を使用して、2階または3階の配膳室までの移動(戻すときはこの逆)を想定しています。 ただし、受入室の改修状況に応じて協議をお願いします。
14	要求水準書	74	第6	3	(2)	イ		建築構造	耐震安全性の分類について、要求水準書6頁の遵守すべき法令等では、「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」が入っていないのですが、要求水準書74頁の(イ)耐震安全性の分類では、この基準によるものと同等以上の水準とすること、と書かれております。遵守すべき法令等に含まれておりませんが、この基準ののつとった設計を行う必要がありますか？ 「2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書」及び「静岡県建築構造設計指針」等の遵守すべき法令等により、構造設計者の判断による耐震安全性の確保と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。 要求水準書74頁を「静岡県建築構造設計指針」を遵守し耐震安全性を確保することと、修正します。
15	審査基準	4	第3	3	(2)			加点審査	「市内事業者の育成」に関して優れた提案とありますが、何をもちって育成とするのか定義が曖昧であると考えます。具体的な評価視点をご教示願います。	市内企業(構成・協力企業)が事業推進していく上で参画しやすい環境を構築することや、SPC内での他社との連携を図り事業を遂行していく等を想定しています。
16	審査基準	4	第3	3	(2)			加点審査	評価項目(3)「市内事業者の活用」の※3に記載の「一次下請企業への発注」について、何らかの理由で一次下請企業への発注ができなかった場合の市の対応をご教示願います。	一次下請企業が倒産した場合等、市が認める理由での発注が困難な場合を除いては必ず提案で記載した企業に発注してください。 なお、発注できない理由については事前に市と協議することを想定しています。
17	様式集概要	2	第2	2	(2)	ウ		使用印鑑	「捺印が必要な様式の印については、市への登録印とする」と御座いますが、市への入札参加資格名簿の登録がない構成員については市への登録印がないことから、当該企業の会社認印(契約印)若しくは印鑑証明の印(実印)を使用するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	様式集概要	5	第2	4	(2)	ウ		インデックス	「審査基準の評価項目(大項目)ごとに仕切りインデックスカードなどの見出しを付けること。」とありますが、インデックスは「1計画全般」と張り付ける認識で間違いではないでしょうか。(審査基準図表3の評価項目を使用)	ご理解のとおりです。
19	様式集概要	5	第2	4	(2)	ケ		作成要領等	「様式以外に提案内容を補足する資料を添付することも可能とする。」とありますが、補足資料の枚数上限はないとの理解でよろしいでしょうか。	枚数上限はありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	公表回答
20	様式集概要	5	第2	4	(2)	ケ			「様式以外に提案内容を補足する資料を添付することも可能とする。様式及び体裁は事業者に委ねる。」とありますが、用紙サイズは折込み可能であればA3用紙の使用もお許し頂けますでしょうか。 また資料枚数が複数枚になった場合、両面印刷等にもすることもお許し頂けますでしょうか。	A3用紙の場合については折込みをいただければ、問題ありません。 また、様式以外の資料に関しては両面でも可能です。
21	様式集概要	5	第2	4	(2)	ケ			「様式以外に提案内容を補足する資料を添付することも可能とする。様式及び体裁は事業者に委ねる。」とありますが、補足資料を添付する場合は当該様式資料の直後に添付してよろしいでしょうか。	問題ありません。
22	様式集概要	5	第2	4	(3)	ア			「提出書類には、正本・副本とも参加グループの構成員の企業名が類推できるような記載を行わないこと。」とあります。本事業の提案書類（基礎審査・加点審査）では、様式5-2「要求水準に関する誓約書（正本）」以外で社名や社名が類推される表示は使用できないという認識で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	様式集概要	3						様式5-3（資金調達及び収支計画）	体裁について、「A4縦長」と記載がございますが、P6に記載の通り、A3サイズをA4縦長に折込することでよろしいでしょうか。	A3横長の指定がある様式は、A4縦長に折込するで問題ありません。
24	様式集	Word全般							各様式の評価項目にかかる説明文言（評価項目及び評価の視点）については、作成時に削除してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
25	様式集	2-1							グループ名については、グループの代表企業の名称等を記載することでよろしいでしょうか。※「[●●●]グループ名の代表企業」の●部分	問題ありません。
26	様式集	2-1.2.5							参加表明書記載のグループ名には代表企業名称を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	様式集	2-7～13							各様式の添付書類において、「直近3年分の貸借対照表及び損益計算書の写し」とありますが、提出締切以降かつ提案書提出までに新たな直近の決算報告書が出た場合は差し替え提出は必要でしょうか。ご教示ください。	差し替えの提出は不要です。ただし、参考として追加で提出していただくことも想定しています。
28	様式集	2-8.9.10.12							「雇用関係を証明できる書類の写し」とありますが、社員証等がない場合は、任意様式にて作成した資料（在籍している旨を一筆し、所在地、会社の商号又は名称、代表者職氏名、押印）でも宜しいでしょうか。ご検討の程お願い致します。	社員証が無い場合は、雇用証明書、会社名が明記された保険証等を添付してください。 また、提出の際には不要の箇所は黒塗りをしてください。
29	様式集	2-8～12							契約書、仕様書等の写しを使用して、業務実績を証明する場合には、参加要件が満たすことが確認できるページのみ、抜粋して提出することをお認め頂けないでしょうか。	抜粋は不可とします。
30	様式集	2-8～12						上記添付	提出する国税・地方税の納税証明書の種類、さらに何年度分必要かについてご教示ください。 また地方税について湖西市税の納税証明書の場合、湖西市に納税義務が無い場合はどのように対応すべきかご教示ください。	・国税について 納税証明書（その3の3） ・地方税について ①市内・準市内 税務課ウェブサイトの「各種様式ダウンロード」No.9をご提出ください。 <a href="https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/zeimuka/gyomuannai/11287.html">https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/zeimuka/gyomuannai/11287.html</a> ②市外 地方税を納税されている自治体（本社所在地）の証明書のご提出をお願いいたします。  ・提出は令和5年度（令和4年分）の1年度分を提出してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	公表回答
31	様式集	4-3						提案価格内訳書	表下部の※について、「各金額には物価変動による額を記入すること」とございますが、定義（根拠）についてご教示いただけますでしょうか。	誤記です。 正しくは「物価変動の影響は考慮しない金額を記入すること。」です。 様式4-3を修正します。
32	様式集	4-4②、③						維持管理費見積書・運営費見積書	「維持管理費見積書」、「運営費見積書」のSPC手数料欄は「SPC利益」も含めて記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	様式集	4-4②、③						維持管理費見積書・運営費見積書	「保険料」についてですが、維持管理業務と運営業務を包括した保険に加入する場合には、いずれかの様式にまとめて計上する形でもよろしいでしょうか。	纏めての計上も可とします。
34	様式集	4-4②、③						維持管理費見積書・運営費見積書	SPC管理費用（SPC利益、税務・監査報酬等）はいずれかの様式の「SPC手数料」の項目にまとめて計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 どちらかに纏めて計上してください。
35	様式集	4-4②						維持管理費見積書	「5. 什器備品保守管理業務」の小計欄が「事務備品保守管理業務小計」となっていますが、「什器備品保守管理業務小計」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。 修正します。
36	様式集	4-4③	-	-	-	-	-		配送車両をリース調達する場合は、当該様式の「7. 配送車維持管理業務」「車両調達費」に記載するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	様式集	5-3②	-	-	-	-	-		様式5-3②資金調達及び収支計画のDSCRおよびLLCRにつきまして、出資と劣後融資を除いた資金調達（優先ローン）の元利金を対象に算出するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	様式集	6-1							※企業名を記載する場合は、「様式2-6事業実施体制」の「グループ内の位置づけ」に記載した、「代表企業」、「構成企業A」、「構成企業B」等の名称を使用すること。と記載がありますが、正本であつても企業名は記載しない方が良いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ・様式5-2について 正本：企業名、印鑑を記載 副本：企業名、印鑑を黒塗り ・提案書類（様式5～7）について 正本・副本及び補足資料：企業名を特定又は推測できる記載、表記及びロゴ等は使用しないこと。 ※企業名を記載する場合は、様式2-6の「代表企業」等の名称を使用すること。  様式集【概要説明】5頁（2）キの文言を修正します。
39	様式集	6-3						市内事業者の活用	得点の算定式における※3について、「市内企業への発注額」は、例えば、元受企業が市内企業の場合、元受企業が受注した額及び元受企業から一次下請企業に発注した額を加算するとの理解でよろしいでしょうか。	考え方は以下のとおりです。 パターン①：構成企業（市内）、一次下請企業（市内）の場合は構成企業（市内）の受注金額のみ パターン②：構成企業（市外）、一次下請企業（市内）の場合は一次下請企業（市内）に発注した金額のみ  様式6-3に表を追加します。表をご活用いただき提出ください。
40	様式集	6-8						維持管理に関する提案	表題については、「4 維持管理に関する提案」とございますが、「5 維持管理に関する提案」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	様式6-8は「4 維持管理に関する提案」の誤記です。 修正します。
41	様式集	6-11							(2) 調理業務の記載項目の中に「調理工程」に関する項目に対して「調理工程表」ならびに「動線図」を提出したいと考えております。その際、A4縦長では審査員の皆様が見えづらいため、A3横にて添付することをお許しいただけませんか。	A3横長も可とします。折込みして提出してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	公表回答
42	様式集	6-12							記載内容の部分に「配膳業務において、各配送校の教職員等の負担軽減に寄与する方策についての提案」と記載があります。そもそも本事業では配膳業務を事業者が実施するため、教職員等の負担は少ないと考えております。現状想定されております「教職員等の負担」について、ご教示頂けますようお願い致します。	要求水準書には学校の教職員等の協力が記載されています。配膳員の配置人数、業務時間の工夫等をご検討いただき、極力協力（負担）なく実施できる配慮をお願いします。
43	基本協定書		第7条	第5項					第7条第5項の「事業契約に係る本契約の効力発生」と、第7条第6項、第8項、第10条、第11条第1項、第2項、第14条第1項の「事業契約の効力発生」は同趣旨でしょうか。	同趣旨です。
44	事業契約書（案）	1			第4条	第1項			第4条第1項に「事業者の株主」と表記がありますが、他箇所という「出資者」と同意と捉えてよろしいでしょうか。	同意です。
45	事業契約書（案）	13	第2章	第3節	第34条	第2項		設計の完了	念の為の確認ですが、基本設計図書並びに実施設計図書の内容に係る貴市からの承諾の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 第3条第6項（1）を参照ください。
46	事業契約書（案）	13	第2章	第3節	第34条	第4項			第34条第4項の末尾に、「これにより本件施設の引渡しが遅延した場合、事業者の責めに帰すべき事由として第46条及び第49条の定めに従う」との定めがありますが、第46条（着工予定日の変更に関する定めと理解しています）に従うとの点はどうかご趣旨でしょうか。	ご指摘のとおり、「第46条及び」は本項と関係のない記載です。 第34条第4項を修正します。
47	事業契約書（案）	13	第2章	第3節	第35条	第4項		設計の変更	貴市にご負担を頂く、設計の変更起因し生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	事業契約書（案）	14	第2章	第4節	第36条	第2項		建設等業務計画書	念の為の確認ですが、建設業務等計画書（工事開始前提出図書を含む。）の内容に係る貴市からの承諾の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 第3条第6項（1）を参照ください。
49	事業契約書（案）	19	第2章	第6節	第49条	第2項		引渡しの遅延等による費用等の負担	貴市にご負担を頂く、事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	事業契約書（案）	24	第4章	第1節	第60条	第2項	(1)	維持管理・運営業務	貴市にご負担を頂く、事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	事業契約書（案）	32	第6章	第2節	第79条	第3項		引渡し前の解除の効力等	貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等、事前調査費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	事業契約書（案）	32	第6章	第2節	第79条	第3項		引渡し前の解除の効力等	念の為の確認ですが、出来形部分については事業者帰責か否かに関わらず、貴市に買い取っていただけるとの認識にてよろしいでしょうか。金融機関が建設期間中に事業者に融資を行う際には、貴市から事業者が受領する施設整備業務に係るサービス対価が唯一の返済原資となるため、事業者が融資を受けるにあたって非常に重要なポイントになります。	第79条第3項は、市の権利を定めた規定であり、義務を定めた規定ではありません。すなわち、第79条第3項で定める「本件施設の引渡し完了前に第77条及び前条の規定に基づき本契約が市により解除された場合」に、市は必ず買い取ることをお約束するものではありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	公表回答
53	事業契約書（案）	32	第6章	第2節	第79条	第4項		引渡し前の解除の効力等	念のための確認ですが、違約金支払請求権と施設整備業務に係るサービス対価等との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。契約保証金や履行保証保険は事業者の違約金債務を担保するためのものであって、その性質上、先に違約金に充当されるべきものと考えています。万が一、貴市が違約金請求権と出来形部分の工事費相当額との相殺を先にできるとしますと、貴市は出来形部分の工事費相当額の支払義務の一部を免れる一方で、貴市を被保険者とする履行保証保険に係る保険金も受領できるため、二重取りとなり、不合理な帰結になると存じます。引渡日後についても同様です。	第79条第4項は、履行保証保険についての充当について定めたものではなく、文言どおり、市が「引渡し済み部分の業務に相当するサービス対価支払債務及び当該出来形部分又は既調達部分の買受代金支払債務と第2項の違約金支払請求権又は第5項の損害賠償請求権等の市が事業者に対して有する請求権を相殺することができる。」ことを定めたものとなります。こちらは民法上も認められる相殺の権利を確認的に明確にしたものです。履行保証保険が付保されることが確実である場合には、当該保険金を充当することが多いとは考えられますが、実際には、保険金の支払い有無はその時々々の状況次第でもあり、民法上も認められている相殺できる権利をあえて契約によって制限することは考えていません。
54	事業契約書（案）	32			第79条	3		引渡し前の解除の効力等	「検査に合格した出来形部分又は調達済みの什器備品等の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる。」とありますが、当該出来形部分については、設計業務の基本設計図書や実施設計図書も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	事業契約書（案）	32			第79条	3		引渡し前の解除の効力等	「検査に合格した出来形部分又は調達済みの什器備品等の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる。」とありますが、当該出来形部分については、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、SPC設立費用、建中金利、金融費用等）も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	事業契約書（案）	33			第80条				「維持管理・運営期間の1年度分のサービス対価 B（固定料金）及びサービス対価B（変動料金）の合計の7か月分相当額並びに サービス対価 Cの合計額」とありますが、7か月分となる根拠をご教示ください。	誤記です。 第19条及び第80条の条文を修正します。
57	事業契約書（案）	34	第6章	第2節	第83条	第5項		市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等	貴市にご負担を頂く、事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	事業契約書（案）	34	第6章	第2節	第84条	第6項		市の債務不履行等による開業準備期間中の解除の効力	貴市にご負担を頂く、事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	事業契約書（案）	35	第6章	第2節	第85条	第7項		市の債務不履行等による維持管理・運営期間中の解除の効力	貴市にご負担を頂く、事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	事業契約書（案）	35			第88条	第2項			第88条2項「業務の範囲が増加又は減少したときは、市は次の各号のいずれかに該当する場合には当該増減額に応じてサービス対価の増額若しくは」の下線を引いた「額」は不要ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。 削除します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	公表回答
61	事業契約書（案）	53	別紙 4-1	2	(1)	②		サービス対価A-2	「初年度は、1回目として本件施設の引き渡し日の翌日～6月30日分～、最終回は令和24年1月1日～3月31日分を支払い、合計60回払いとする。」とありますが、引渡し予定日が令和9年1月末頃になると想定すると、初回の元利計算期間が令和9年2月～6月末までの5ヵ月間となり、2回目以降の3ヶ月間の元利金計算期間と異なるため、元利均等返済の計算が成立しません。よって、令和9年4月から令和24年3月31日までは3ヵ月毎の元利均等返済で計算し、引渡し予定日の翌日から3月末までの利息は、初回返済分（令和9年4月～6月末）の元利金に加算する支払を認めていただけますでしょうか。	引渡し予定日の翌日から3月末までの利息は、初回返済分（令和9年4月～6月末）の元利金に加算する支払いを認めます。
62	事業契約書（案）	54	別紙 4-1	2	(1)	②		サービス対価A-2	「基準金利の確定は、本施設の引渡日の2営業日前（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）の Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）として」とありますが、「2銀行営業日前」にご修正いただけますでしょうか。	2営業日前を2銀行営業日前に修正します。
63	事業契約書（案）	54		2	(2)	①		固定料金部分	「区分ごとの支払額については事業者の提案に基づくものとする」とありますが、3回に分けて支払額の提案を求めるご主旨をご教示いただけますでしょうか。支払額を3回すべて同一にする場合と、そうでない場合の湖西市様のメリットに差があるのでしょうか。	事業期間内で施設や設備等の修繕の頻度を考慮していることから、3回に分けての支払額の提案を求めています。
64	事業契約書（案）	58	別紙 4-2	4	(2)			サービス対価B	「見直しの周期は1年に1回とし、前回改定が行われた時と比べて1ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行う。」と記載がありますが、以下の計算式には「 $(CSPIt-1/CSPIx-1) - 1 \geq 1.0\%$ の場合」と記載があります。サービス対価Bの見直しは、1ポイント以上の変動が見られた場合に改定されることで相違ありませんでしょうか。	相違ありません。